

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日が休日は、
その翌日

目次

◇告 示 字の区域の変更(地方課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(四件)(〃)

土地改良事業の認可(六件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

屋外広告物に係る禁止地域等の指定(都市計画課)

◇教委告示 鳥取県指定無形民俗文化財の指定(文化課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法(昭和二十六年法律第五十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成元年十一月一日現在の地番による。)
大字日下部字八幡代	大字日下部字八幡代のうち一、二の四から二の六まで、五の二、七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字日下部字上根木	大字日下部字上根木のうち七五の二、七六、七七の二、八〇の二、八一、八三の二、八四、八五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字日下部字下根木	大字日下部字下根木のうち二二の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字日下部字土居ノ上	大字日下部字土居ノ上のうち一二五の四、一二五の五、一二六の四、一三二の二及び一二二と一体をなす国有地以外の区域
大字日下部字乱柿	大字日下部字乱柿一三九〇の四、一三九一の二
大字日下部字乱柿	大字日下部字乱柿の全域

<p>大字目下部字上土居</p>	<p>大字目下部字寺前</p>	<p>大字目下部字植木土居</p>	<p>大字目下部字殿ヶ市</p>	<p>大字目下部字的場</p>	<p>大字目下部字背戸田</p>	<p>大字目下部字徳尾</p>	<p>大字目下部字畑</p>
<p>大字目下部字上土居のうち一四三の四、一四三の五、一四八の七、一四九の二から一四九の四まで以外の区域 大字目下部字寺前二九四の一、二九五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字目下部字殿ヶ市四二二の三、四二二の五及び四二二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字目下部字寺前のうち二九四の一、二九五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字目下部字植木土居のうち三六四の二、三六五の二、三六六の二、三六七の二、三九二の四 大字目下部字殿ヶ市のうち四二二の三、四二二の五及び四二二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字目下部字的場のうち四四〇の三以外の区域</p>	<p>大字目下部字背戸田のうち四七四の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字目下部字上土居一四三の四、一四三の五、一四八の七、一四九の二から一四九の四まで 大字目下部字徳尾のうち一二四六の三から一二四六の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字目下部字畑のうち一三九〇の三から一三九〇の六まで、</p>	

<p>大字目下部字根木</p>	<p>大字目下部字大明神</p>	<p>大字目下部字漆ヶ坪</p>
<p>一三九一の二以外の区域 大字目下部字八幡代一、二の四から二の六まで、五の二、七の三及びこれらと一体をなす国有地 大字目下部字上根木七五の二、七六、七七の二、八〇の二、八一、八三の二、八四、八五及びこれらと一体をなす国有地 大字目下部字下根木一二二の二及びこれと一体をなす国有地 大字目下部字土居ノ上二二二と一体をなす国有地 大字目下部字畑一三九〇の三、一三九〇の五、一三九〇の六 大字目下部字根木の全域</p>	<p>大字目下部字的場四四〇の三 大字目下部字大明神の全域</p>	<p>大字目下部字徳尾一二四六の三から一二四六の六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字目下部字漆ヶ坪の全域</p>

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る多里地区第一工区の換地計画を定め、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七十九号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）江津地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
平成二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）足山地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月三十一日から二十日間
縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十一号

用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十二号

用瀬町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）別府地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業意上地区農道整備）を平成二年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）野坂地区農用地造成）を平成二年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業金沢第三地区農業用排水）を平成二年一月

二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業上米積地区区画整理）を平成二年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、那家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業明辺地区農道整備）を平成二年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業上佐治（菴谷）地区農道整備）を平成二年一月二十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八十九号

日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成二年一月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

平成元年六月鳥取県告示第六百八十五号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二年二月一日から施行する。

その関係図面は、鳥取県土木部都市計画課及び各土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成二年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二の1の表中

一般国道九号	
岩美郡福部村大字湯山字池淵二〇七〇一 四二―二地先まで	東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九 園字沖稻場七六三一―一地先まで

地先から鳥取市浜坂字宇都路谷一〇	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線
五三一八地先から同郡大栄町大字東	一般国道九号	岩美郡福部村大 四二―二地先ま 東伯郡羽合町大 園字沖稻場七六 米子市赤井手字
を		
字湯山字池淵二〇七〇―一地先から鳥取市浜坂字宇都路谷一〇		に改める。
で		
字長瀬字二ノ御建山下一九五三―八地先から同郡大栄町大字東		
三―一地先まで		
中天神免八七七―一地先から同市陰田町九六二―一地先まで		
五中 5 を 6 とし、 4 を 5 とし、 3 を 4 とし、 五の 2 の表中	一般国道	
四百三十一号	を	一般国道
二の 1 の表に掲げる区間以外の県内の区間		
四百三十一号	二の 1 の表及び五の 2 の表に掲げる区間以外の県内の区間	
に改め、五中 2 を 3 とし、 五の 1 の表中	一般国道九号	二の 1 の表に

掲げる区間以外の区間	を	一般国道九号	二の 1 の表及び五の
一般国道九号		一般国道九号	米子市二本木字浜田
一般国道四百三十一号			
1 の表に掲げる区間以外の県内の区間			に改め、五中 1
一〇八六一三地先から同市赤井手字菰池八二六一―一地先まで			
を 2 とし、 2 の前に次のように加える。			
1 次に掲げる道路の両側五〇〇メートルを超え一、〇〇〇メートル以内			
の地域で当該道路から展望できる場所			
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	県内全線		
一般国道九号	米子市赤井手字中天神免八七七―一地先から同市陰田町九六二―一地先まで		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をする。

平成二年一月三十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

無形民俗文化財の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
馬佐良の申し上げ 蛭井神社の花籠祭り	西伯郡西伯町大字馬佐良 八頭郡智頭町大字芦津	馬佐良の申し上げ祭り保 存会 蛭井神社花籠祭り保存会

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年一月三十日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
回胴式遊技機	ビッグバン	日活興業株式会社